

湯河原町宿泊税検討に関する説明会

令和6年12月11日
湯河原町地域政策課

説明会の流れ

1 開会

2 湯河原町における宿泊税検討状況について

- (1) 宿泊税導入経緯について……………P3
- (2) 先行導入自治体の状況 ……………P6
- (3) 湯河原町における宿泊税の使途……P10
- (4) 宿泊税の仕組み……………P11
- (5) スケジュール ……………P16

3 アンケートご協力をお願い

4 質疑応答

5 閉会

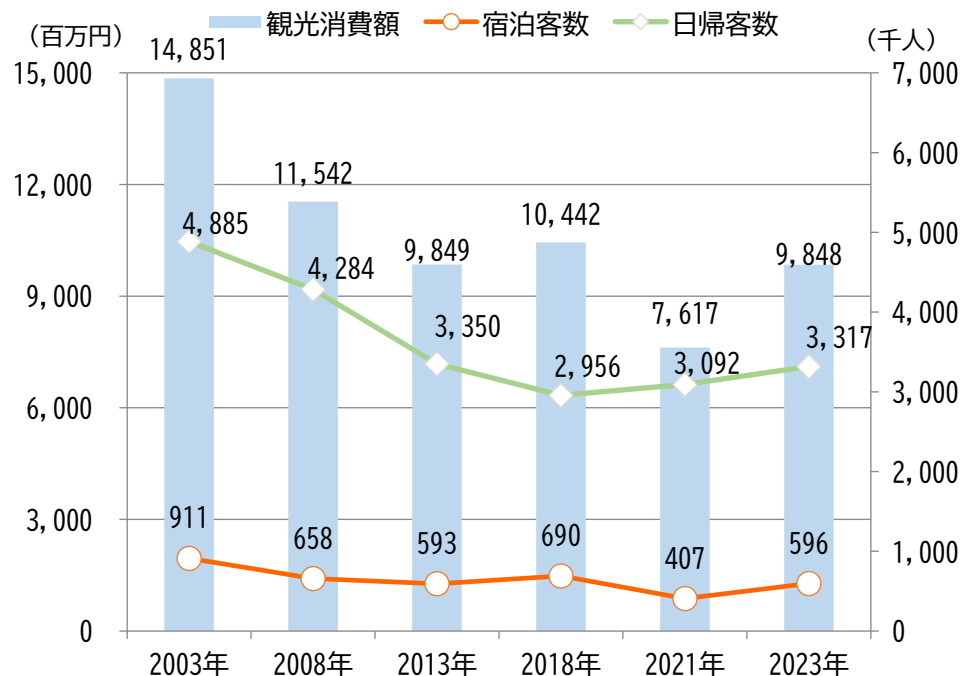
1 宿泊税検討経緯について

(1) 観光の現状

1990年をピークに入込客数（宿泊客＋日帰客）は減少傾向にあり、コロナ禍を機にさらに減少。2021年には3,499千人にまで落ち込む。コロナ禍後に回復傾向にあるが、最盛期には程遠い状況にある。

一般会計に占める観光費の割合は、近年では3%代で推移している。

観光消費額と宿泊・日帰客数



R5年度の観光費に係る事業等（千円）※端数切上

- ・職員給与等 62,566
 - ・観光振興事務経費 36,480
 - ・夏季行事開催事業 26,245
 - ・海水浴場運営事業 13,679
 - ・梅の宴行事開催事業 11,007
 - ・誘客宣伝事業 10,100
 - ・武者行列行事開催事業 3,000
 - ・湯河原梅林公園管理事業 17,581
 - ・もみじの郷行事開催事業 99
 - ・梅基金積立金 157
 - ・宿泊促進事業 14,751
 - ・観光立町推進事業 12,845
 - ・さつきの郷誘客事業 1,872
 - ・観光アドバイザー・プロモーション事業 3,000
 - ・インバウンド情報発信推進事業 942
 - ・ロケツーリズム推進事業 7,024
 - ・ゆがわらハロウィン開催補助事業 3,500
 - ・観光情報発信事業 5,320
 - ・新たな温泉資源活用事業 14,000
 - ・周遊型謎解き宝探し事業 5,180
 - ・コキアの郷づくり事業 13,185
 - ・観光DX推進事業 13,343
 - ・観光施設維持管理経費 25,775
 - ・案内所運営事務経費 4,677
 - ・万葉公園管理経費 43,073
 - ・駐車場管理事務経費 1,150
 - ・こごめの湯運営事務経費 12,237
- 合計 362,788千円

一般会計と観光費の推移

(百万円)

年度	一般会計	観光費	比率
2003年	8,719	455	5.2%
2008年	8,302	284	3.4%
2013年	8,167	321	3.9%
2018年	9,799	356	3.6%
2021年	10,243	316	3.0%
2023年	11,070	362	3.2%

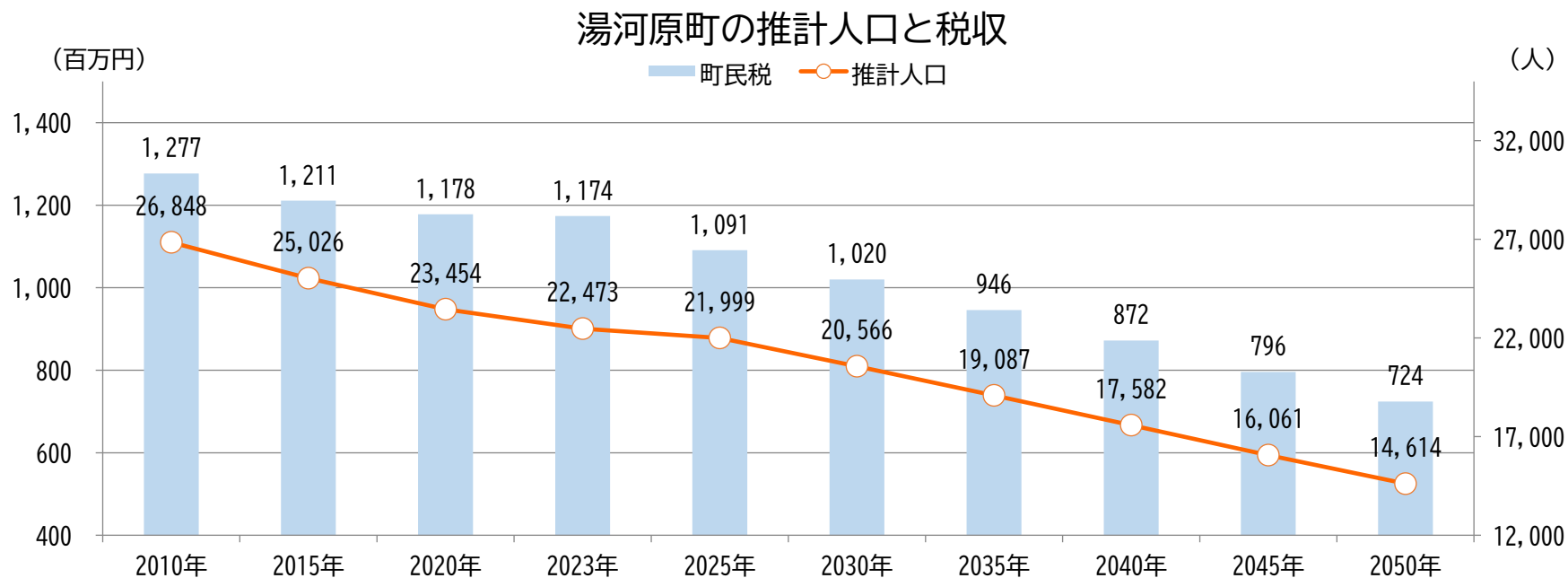
1 宿泊税検討経緯について

(2) 観光振興の重要性

町の基幹産業たる観光業については、裾野の広い業種から構成され、湯河原町の地域経済への波及効果も大きい分野であることや、国の観光立国推進基本計画においても地域活性化の切り札と位置付けられるなど、近年、重要性が高まってきている。

一方、人口戦略会議において町が消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化の進展に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が見込まれる。

町の予算規模が縮小していくことが懸念される中においては、交流人口を拡大させ、湯河原町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光業に対し、観光施策を継続的に実施していくための安定的な財源の確保が必要となる。



1 宿泊税検討経緯について

(3) 新たな財源としての宿泊税

地方自治体の自主財源として、規模、安定性、継続性の観点から、新たな財源としては、地方税が適当な手段である。また、地方税の新設に当たっては、観光振興を目的とし、受益者負担の観点から、観光客の観光活動を課税対象として検討。

<課税対象として検討する観光活動の比較>

観光活動	課税対象	対象の補足	徴収コスト
入域	町内への入域	鉄道・バスでの入域は補足可能だが、車での入域の補足は困難	入域行為の把握や徴税にコストがかかる
交通利用	町内交通機関の利用	町民と観光客との区別が不可	関係機関が多く、徴税コストがかかる
飲食	飲食店等での飲食行為	町民と観光客との区別が不可	飲食店等の数が多く、飲食の都度徴税するにはコストがかかる
宿泊行為	宿泊施設への宿泊行為	補足が容易 町民利用は比較的少ない	施設数が少なく、既存の入湯税徴収スキームを参照しやすい
お土産等購入	お土産店等での物品購入行為	町民と観光客との区別が不可	お土産店等の数が多く、購入の都度徴税するにはコストがかかる

町民負担を求めない新たな税制度としては、観光活動のうち、把握の容易性や行政コストが低い、宿泊施設への宿泊行為に課税する「宿泊税」が最も適していると考えられる。

「宿泊税」は観光の振興を図る施策に要する費用に充てる目的税

2 先行導入自治体の状況

課税団体	都道府県			市町村						
	東京都	大阪府	福岡県	京都市	金沢市	俱知安町	福岡市	北九州市	長崎市	
導入時期	2002年 10月	2017年 1月	2020年 4月	2018年 10月	2019年 4月	2019年 11月	2020年 4月	2020年 4月	2023年 4月	
対象施設	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	俱知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	
	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	同左	上記施設への1人、1部屋または1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数	同左	同左	
税率 (税額)	1人1泊について宿泊料金が	1人1泊について宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について宿泊料金が	1人1泊について宿泊料金が	上記課税標準の2%	1人1泊について宿泊料金が	1人1泊につき ※うち県税50円	1人1泊について宿泊料金が	1人1泊につき
免税点	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
～7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	200円	※5千円の場合 100円	200円	200円	100円	
7千円～1万円未満	非課税	100円	200円	200円	200円	※7千円の場合 140円	200円	200円	100円	
1万円～1.5万円未満	100円	100円	200円	200円	200円	※1万円の場合 200円	200円	200円	200円	
1.5万円～2万円未満	200円	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合 300円	200円	200円	200円	
2万円～5万円未満	200円	300円	200円	500円	500円	※2万円の場合 400円	500円	200円	500円	
5万円～	200円	300円	200円	1,000円	500円	※5万円の場合 1,000円	500円	200円	500円	
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	同左	同左	同左 ※1	同左	同左 ※1※2	同左	同左	同左※1※2	
特別徴収 交付金	①納付された金額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) 【交付上限額】 100万円	①すべて納期内完納している時納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していない時 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)	①納期限納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、または、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として) 【交付上限額】 200万円	①納期限納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)	①納期限納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円	①すべて納期内完納している時納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していない時 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)	①納期限納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、または、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として) 交付対象期間における全額の申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合、さらに0.5%を加算)	①納期限納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、または、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として) 交付対象期間における全額の申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合、さらに0.5%を加算)	①納期限納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、または、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として) 交付対象期間における全額の申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合、さらに0.5%を加算)	①納期限納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、または、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として) 交付対象期間における全額の申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合、さらに0.5%を加算)
補助金										※4

※1 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童・生徒・引率者等

※2 宿泊を伴うスポーツ大会等に参加する児童・生徒・引率者等

※3 年齢12歳未満の者

※4 令和5年度(令和6年度)までの期間に限り、令和5年度(令和6年度)の課税標準額が10万円未満の場合、令和5年度(令和6年度)の課税標準額を10万円とみなす。

2 先行導入自治体の状況

(1) 先行導入自治体の宿泊税の使途と湯河原町の既存事業

施策	宿泊税による事業例	湯河原町の既存事業と支出額
観光資源の魅力向上	■ 夜の観光の充実事業	夏季行事開催事業 26,245千円
	■ 眺望景観創出事業	海水浴場運営事業 13,679千円
	■ 食のバリアフリー推進	梅の宴行事開催事業 11,007千円
	■ フォトスポットの造成	武者行列行事開催事業 3,000千円
	■ 体験コンテンツの開発	もみじの郷行事開催事業 99千円
	■ 宿泊施設等のおもてなし力向上	さつきの郷誘客事業 1,872千円
	■ 体験コンテンツの開発	ゆがわらハロウィン開催補助事業 3,500千円
	■ 地域資源の魅力向上	新たな温泉資源活用事業 14,000千円
		周遊型謎解き宝探し事業 5,180千円
		コキアの郷づくり事業 13,185千円
		計 91,767千円
情報発信	■ 各種観光PR	誘客宣伝事業 10,100千円
	■ グルメ情報の発信	宿泊促進事業 14,751千円
	■ 観光ワンストップサイトの運営	観光アドバイザー・プロモーション事業 3,000千円
	■ デジタルサイネージを活用した情報発信	インバウンド情報発信推進事業 942千円
	■ 海外への情報発信強化	ロケツーリズム推進事業 7,024千円
	■ 観光案内の多言語化	観光情報発信事業 5,320千円
		計 41,137千円

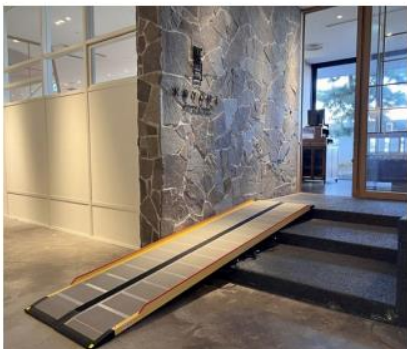
2 先行導入自治体の状況

施策	事業例	湯河原町の既存事業
受入環境の整備	■ 街路樹の育成管理	観光DX推進事業 26,245千円
	■ 鉄道施設整備	観光施設維持管理経費 25,775千円
	■ 公共交通キャッシュレス化	案内所運営事務経費 4,677千円
	■ 観光地周辺歩行環境の整備	万葉公園管理経費 43,073千円
	■ 無電柱化事業	駐車場管理事務経費 1,150千円
	■ シェアサイクルの運営	こごめの湯運営事務経費 12,237千円
	■ 観光周遊コースの形成に向けた道づくり	計 113,157千円
	■ 観光案内事業の運営	
	■ wifi環境の整備	
	■ 観光地周辺トイレ改修	
伝統・文化	■ デジタル技術を使った体験型展示やガイドツアー	
	■ 伝統、文化産業の担い手育成	伝統文化体験事業 2,120千円
	■ 歴史的景観の保全	計 2,120千円
その他	■ 文化財等の保全	※企画費
	■ DMOへの補助	観光振興事務経費 36,480千円
	■ MICE戦略	観光立町推進事業 12,845千円
	■ ゲストセイバー講習	計 49,325千円
	■ 観光マナー啓発	
	■ 宿泊施設等改修支援	

2 先行導入自治体の状況

(2) 宿泊税活用事例

福岡市



宿泊事業者のバリアフリー整備



川沿いの夜間ライトアップ

長崎市

- 体験コンテンツ予約・販売サイトの運営
- グルメサイト「ナガサキ飯」を活用した情報提供
- 市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成

金沢市



観光案内所の整備



眺望景観の創出

倶知安町

- 自然環境及び景観の保全
- 防犯灯・防犯カメラ設置
- バス・タクシーの運転資格取得支援
- ODMOの運営

3 湯河原町における宿泊税の使途

宿泊税の使途の方針について

先行導入自治体では、「町の魅力向上・発展」や「観光振興を図る施策」に係る費用に充てることを目的に宿泊税を導入している。

湯河原における宿泊税の使途については、先行導入自治体と同様に「町の魅力向上・発展」や「観光振興を図る施策」に係る費用に充てることを主とし、具体的な施策については、「湯河原町観光立町推進計画」の基本方針に基づく重点事業や各施策に合致した事業へ充当していく。



重点事業1 体験型観光事業

万葉公園の活用、ハイキングコースの充実、ヘルスツーリズムの推進、産業間連携の強化

重点事業2 イメージアップ戦略推進事業

ロケツーリズムの推進、ロングステイツーリズムの推進、キャッチコピーの活用

重点事業3 DX推進事業

デジタルデータの活用、電子決済の普及促進、観光施設データベースの作成

重点事業4 観光危機管理事業

観光防災危機管理プランの策定、3密防止安全情報の発信、観光立町推進会議の活性化

4 宿泊税の仕組み

(1) 課税要件

項 目	内 容	湯河原町の宿泊税（例）
課税客体	税金がかかる物や行為	湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者（宿泊施設）が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収	特別徴収
申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入
免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	先行導入自治体の例を参考に、検討委員会にて検討
税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	先行導入自治体の例を参考に、事業者の事務負担を考慮し検討委員会にて検討
課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	先行導入自治体の例を参考に、検討委員会にて検討
課税期間 (見直し期間)	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	多くの先行導入自治体と同様に、条例施行後5年周期での見直しを検討
罰則規定	不申告に関する過料や帳簿記載義務違反等に関する罰則	先行自治体の例を参考に、検討委員会にて検討

皆さまのご意見を参考に、検討委員会にて慎重に議論を進めていきます

4 宿泊税の仕組み

(2) 税額・税率について

項 目	一律定額制	段階的定額制	定率制
制度	宿泊料金に関わらず一定額で課税	区分ごとの宿泊料金に応じて課税	宿泊料金に応じて課税
税収額	・ 他に比べ、税収が確保できない ・ 宿泊単価の上昇は税収に関係がない	・ 一律定額制と定率制の中間程度の税収と考えられる	・ 定額制に比べ、税収が多くなる ・ 宿泊単価に応じて税収増
観光客の負担	宿泊料が安価であるほど相対的に税負担が大きい	・ 一定程度宿泊料金（担税力）に応じた税負担	宿泊料（担税力）に応じた税負担
事業者等負担	税額計算の事業者等の負担が少ない	税額計算の事業者等の負担は中程度	税額計算の事業者等の負担が大きい
公平性	宿泊者に均等に負担を求める税制	一律定額制と定率制の中間	応能負担の観点に沿った税制
需給バランス	市場の価格調整を阻害する可能性有	税額の境目の宿泊料金帯では、需給バランスを阻害する可能性有	価格調整による市場の需給バランスを阻害しない
事例	福岡県、北九州市	大半の自治体で導入	倶知安町（２％の定率）
社会状況への対応	インフレやデフレに対応できない	インフレやデフレに対応できない	インフレやデフレに対応できる

- ・ 先行導入自治体を参照すると、宿泊税の額は一泊あたり税額２００円がボリュームゾーンとなっている。
- ・ 段階的定額制を導入している自治体が多い。
- ・ 隣の熱海市では、一律２００円の税額としている。

4 宿泊税の仕組み

(3) 宿泊事業者への支援策

①特別徴収交付金

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金。先行導入自治体において実施しているもの。

特別徴収交付金：納期限納入額の3%程度

先行導入自治体では、納入額の2.5%を特別徴収交付金としている。また、要件に応じて、交付金の額が増減されるほか、一部自治体では交付上限額を設けている。

【要件例】

- (1) 導入から5年間は特例措置として0.5%加算
- (2) 納期内納付していない場合、0.5%減算
- (3) 一定期間は納入額に1,000円を加算
- (4) 加算金を伴う増額更正等を受けたとき 1.5%減算 など

②システム整備費等補助金

宿泊税導入に伴う負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助するもの。

システム整備費等補助金：内容については検討中

先行導入自治体（導入予定自治体）の一部で、システム整備費等に対する補助を実施している。

- 【参考】 長崎市、熱海市 上限50万円（補助率1/2）
常滑市 上限100万円（50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助）
ニセコ町 客室数に応じ補助（5万円～）

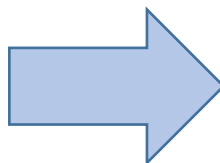
4 宿泊税の仕組み

(5) 財源としての宿泊税

宿泊税は観光振興に関する経費に充てる目的税として導入。

原則、新規事業又は既存事業の拡充へと充てていくほか、宿泊税の徴税に係る経費（特別徴収交付金を含む）に充てる。

宿泊税額を一泊200円として試算した場合

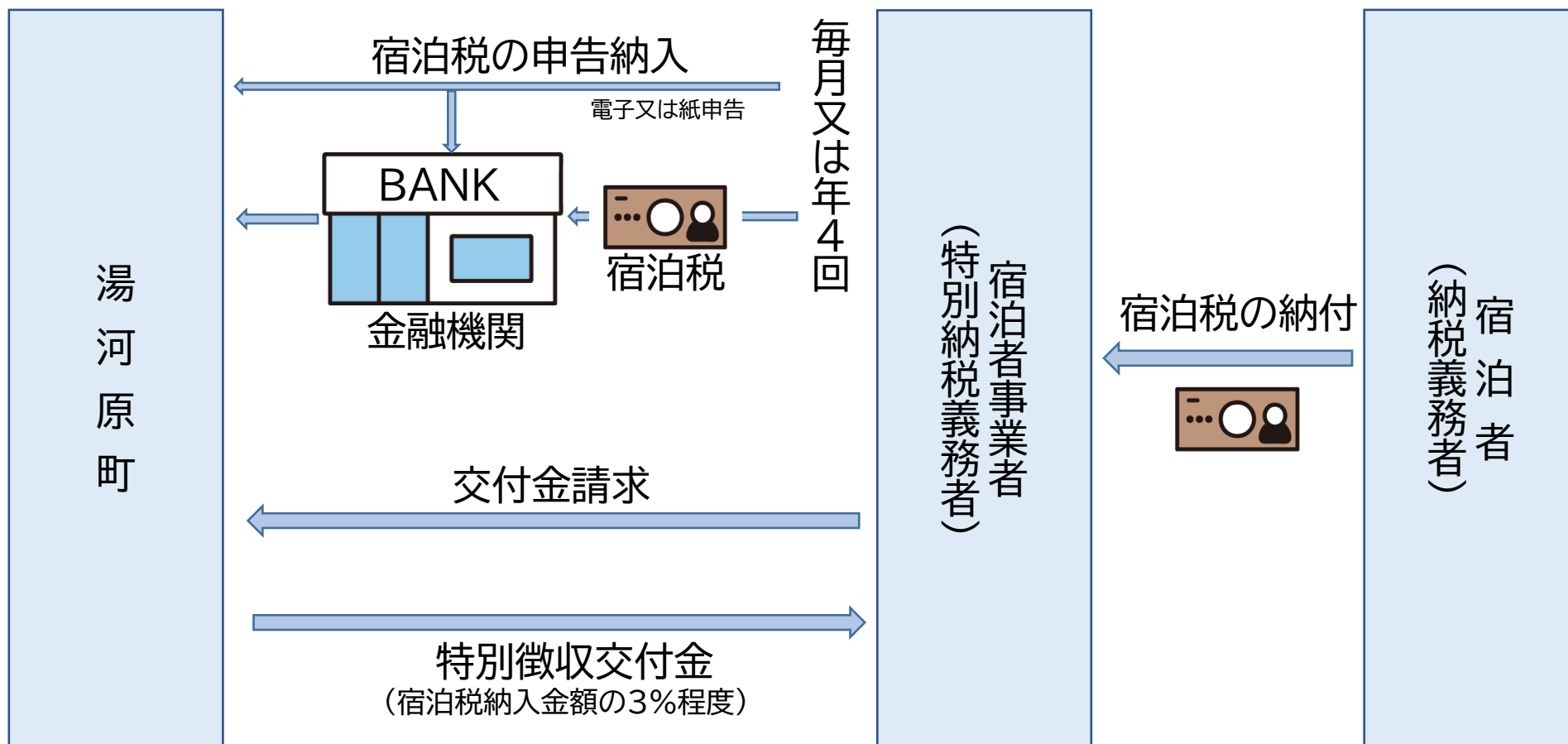


宿泊税に係る歳入歳出（例）

歳出		歳入
観光費 (参考： R5決算 約3.6億)	観光総務費 6,000万円	一般財源
	既存事業	国・県交付金 ふるさと納税など 1.7億円
	既存事業の拡充 + 新規事業	宿泊税 1.2億円（試算）
徴税費	徴税経費 (特別徴収交付金含む)	

4 宿泊税の仕組み

(6) 宿泊税の手続きの流れ（案）



5 スケジュール

令和6年12月	湯河原町宿泊税検討に関する説明会 宿泊事業者アンケート 宿泊者アンケート
令和7年 2月	パブリックコメント
6月	条例上程 関係団体・旅行者への周知開始
7月以降	宿泊事業者への実務説明会
令和8年 4月	宿泊税条例の施行
